

飯塚市スポーツボランティア制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツボランティア事業の運用に関し必要な事項を定めることにより、スポーツボランティアの自主活動を支援し、市民のスポーツの促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、スポーツボランティアとは、次に掲げる活動に無償で協力するものとして、市に登録された者をいう。

- (1) 市が主催、共催又は後援するスポーツイベント・大会を支援する活動
- (2) その他市長が必要と認めるスポーツイベント・大会を支援する活動

(登録の条件)

第3条 スポーツボランティアとして登録できるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住、通勤又は通学している、中学生を除く15歳以上の者(ただし、満18歳未満の者が登録する場合は、保護者の同意を必要とする。)
- (2) 市のスポーツ振興のため、市が指定したスポーツイベント・大会に積極的に協力することができる者

(登録)

第4条 スポーツボランティアとして登録を希望する者は、飯塚市スポーツボランティア登録申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、飯塚市スポーツボランティア登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するとともに、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、飯塚市スポーツボランティア登録内容変更届により、速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 登録の抹消を希望する登録者が、飯塚市スポーツボランティア登録抹消届により、市長に届け出たとき。
- (2) 心身の故障によりボランティア活動を行うことができないと認めるとき。

- (3) ボランティアの信用又は品位を害するおそれがあり、又はその他ボランティアとしての適性を欠く者であると認めるとき。

(依頼の方法)

第7条 スポーツボランティア制度を活用しようとする者(以下「依頼者」という。)は、飯塚市スポーツボランティア募集依頼書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の依頼書の提出があったときは、依頼書の内容を審査し、適当であると認めるときは、登録者に依頼書の情報を提供するものとする。ただし、登録者が満18歳未満の場合は、第2条第1号の情報のみ提供するものとする。

(依頼者の責務)

第8条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮するものとする。

- 3 依頼に基づき提供された登録者の個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(秘密保持)

第9条 スポーツボランティアは、その活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、スポーツボランティア制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。